

埼玉県立精神保健福祉センター衛生委員会設置要綱

(目的)

第1条 労働安全衛生法（昭和47年法律57号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、埼玉県立精神保健福祉センター衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、法第18条第1項の規定により、次の事項を調査審議し、所属長に対し意見を述べるものとする。

- 一 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事。
- 二 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事。
- 三 公務災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関する事。
- 四 その他職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項。

(構成)

第3条 委員会は次の者をもって構成する。

- 一 事業の実施を統括管理する者（副センター長） 1名
 - 二 衛生管理者 1名
 - 三 産業医 1名
 - 四 衛生に関して経験を有する職員 2名以上
- 2 前項第二号から第四号までの委員の半数は、職員の過半数を代表する職員の推薦に基づきセンター長が指名するものとする。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、前条第1項第1号の委員がなるものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、原則として毎月1回開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めたとき、または、2分の1以上の委員から請求があったときは、委員会を開催することができる。

2 委員会の会議は、必要に応じて精神医療センター衛生委員会の会議と共同で開催することができる。

(審議結果の報告)

第6条 委員長は、審議の結果等について、個人情報保護に十分注意した上で関係職員に周知させるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務・管理担当において処理する。

2 総務・管理担当は、会議録を会議の日から遅滞なく調製し、これを3年間保持する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びこれらに関する政令及び省令の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。